

平成20年第7回葛巻町議会定例会会議録（第6号）目次 （決算特別委員会）

【開 会】

【認定第2号～認定第6号の議案審議】

認定第2号 平成19年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
認定第3号 平成19年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について.....	14
認定第4号 平成19年度葛巻町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について.....	15
認定第5号 平成19年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
認定第6号 平成19年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定について.....	18

平成20年第7回葛巻町議会定例会会議録 第6号 (決算特別委員会)

告示年月日	平成20年8月18日(月)					
招集年月日	平成20年9月9日(火)					
招集の場所	葛巻町役場					
会 期	平成20年9月9日～平成20年9月19日 11日間					
会議の月日	平成20年9月17日(水) 開会10時00分 閉会11時51分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	欠席の有無	議席番号	議員氏名	欠席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	/
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	/
会議録署名議員	2番	鈴木 満		8番	辰柳 敬一	
会議の書記	議会事務局長	阿部 実		議会事務局総務係長	檜木 幸夫	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴木 重男	建設水道課長	馬 淵 文 雄
	副 町 長	觸 澤 義 美	教育委員会教育次長	近 藤 勝 義
	教 育 長	村 木 登	病院事務局長	鳩 岡 修
	監 査 委 員		農業委員会事務局長	荒 谷 重
	総務企画課長	野 頭 諭	総務企画課総務室長	村 中 英 治
	住民会計課長	村 上 久 男	総務企画課総合政策室長	丹 内 勉
	健康福祉課長	山 形 米 蔵	総務企画課財政係長	大久保 栄 作
農林環境エネルギー課長	入 月 俊 昭			

(開会時刻 10時00分)

服委員長 (山岸はる美さん)

朝のあいさつをします。おはようございます。

委員長に代わって司会を務めます、決算特別委員会副委員長です。よろしくお願ひします。

これから今日の会議を開きます。

ただいまの出席委員は8名です。過半数に達していますので会議は成立しました。

昨日に引き続き決算審査を行います。

各委員および当局に願ひします。質問および答弁は簡潔に願ひします。

それでは認定第2号、平成19年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場委員。

橋場清廣委員

2、3お伺ひしますけども、15 ページの共同事業交付金の中で、2 節の保険財政共同安定化事業交付金ということで125,000,000 円某が計上されております。当初より比較しますと、大幅な減額になっているわけですけども、どういったことからのこの数字なのか、その点をお伺ひします。

それと25 ページの2 款1 目の一般被保険者療養給付金の中で、備考の方が分かりやすいかと思ひますけども、直診外の医療機関分として460,000,000 円ほど計上されております。これは当初予算では対象者が減少しているということから低く見積もっていたわけですけども、結果として60,000,000 円くらいのもが増額になっていると、この点についてどういう事情があったのかお伺ひします。

副委員長 (山岸はる美さん)

住民会計課長。

住民会計課長 (村上久男君)

最初の共同事業交付金の中の保険財政共同安定化事業交付金 125,802,742 円収入済額となっているものでございますが、これにつきましては備考欄に書いてございますように、国保連合会から300,000 円以上の医療費に相当する分の100 分の59、これは19 年度実績に基づいて収入済となったものでございます。

直診外の療養給付費が465,404,469 円支出になっておりますが、これにつきましては葛巻病院以外の療養給付費に当たるものでございまして、国保被保険者の方々が町外、葛巻病院以外の医療機関にかかった、あるいはそれ分の医療費相当分が計上されたものでございます。

副委員長 (山岸はる美さん)

橋場委員。

橋場清廣委員

共同安定化事業交付金、確か市町村の共同事業ということで行っているものだと思っております。この金額が実績とはいえ、やはり大きい金額。したがって当初そういった予算の段階で、こういった見積もり、そういったものが本当に細かく分析されて計上になったのか。そうでもないような、実績とはいえ大幅な繰り入れではないかという気がしますけども、その点お伺いします。

それと直診外の方は葛巻病院以外、そのとおりですけども、これも対象者が減少しているということで、さらに前年度より低く見積もっているにも関わらず増えているという、これも実績でしょうけども、葛巻病院以外でこのように大幅に増えているという実態、これはどのように当局は認識をしているのでしょうか。

副委員長（山岸はる美さん）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

先ほどもご説明いたしましたように、300,000円以上の医療費がかかった患者さんが多かったというふうなことが、実績として表れてきたものというふうに思っているところでございます。

それから直診外の療養費が大幅に増えたというふうなことでございますが、個々に診療報酬につきましてはレセプト点検等をしてしながら確認をしているわけではございますが、どちらかといえば専門的な治療を受けた、あるいは葛巻病院以外の診療科目等がある病院にかかった患者さんが多かったものだろうというふうに思っているところでございます。

副委員長（山岸はる美さん）

橋場委員。

橋場清廣委員

実態、実績ですので、ある種やむを得ないかなというふうな気がします。これは非常に、葛巻病院は決して財政事情が安定していないという状況の中で、直診外がこれほど予想外に増えているというところに、非常に何とかならないかなというふうな気がしますけども、これもやむを得ないかなと思います。

次に11ページ、不納欠損が大幅にあるわけですけども、一般会計でも若干触れておりましたけども、この中身についてお伺いをします。

それと17ページの後期高齢者の関係でシステム改修、新規の方ですけども、当初これは2,500,000円予算計上しておいたものが7,550,000円ということで、これもまた大幅な増額になっておりますけども、この点についてお伺いします。

副委員長（山岸はる美さん）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

不納欠損の内容につきましてご説明をいたします。資料の方は43ページになりますけれども、合計で151件、3,336,455円というふうなことで、地方税法第15条の7の4項と、それから15条の7の5項を適用したということで、実質的には4名の方でございます。これにつきましては、2名の方につきましては15条の7の1項を適用いたしまして、3年前に執行停止をしてきたものでございしますが、これまでその状態を観察してきたわけですが、やはり納税者そのものが精神的に不安定な状態にあったり、あるいは生保の適用がされていたり、あるいは借家住まい、あるいは失業等があったりいたしまして、どうしても支払いする能力がなくなったということから、3年後に15条の7の4項を適用して不納欠損したものでございます。あと2名につきましては行方不明で、平成10年ころから所在がないということで、既に住所不定となっているものが1名でございすし、もう1人の方は病気、高齢、借家住まいというふうなことで、どうしても支払いができるような状況にないということから、不納欠損の判断をしたものでございす。

すみません。2点目の質問の内容、もう少し確認をして、また答弁させていただきます。

副委員長（山岸はる美さん）

橋場委員。

橋場清廣委員

ではその間に、今の不納欠損の関係で滞納整理機構のお話が昨日出ていました。本町も関連しているわけですが、この滞納整理機構の目的というものを改めて伺いたします。

副委員長（山岸はる美さん）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

県の滞納整理機構につきましては、それぞれ市町村で抱えております滞納している税金につきまして、市町村と共同して滞納整理に当たるということが目的でございすし、その内容につきましては滞納整理そのものを機構の方に引き継ぎをいたしまして、処分をしていただくという方法もあります。一緒に、共同して滞納整理に当たる。あるいは情報交換等をしながら市町村を指導していくというふうな内容の機構の業務内容というふうになっているところでございす。

副委員長（山岸はる美さん）

橋場委員。

橋場清廣委員

滞納整理機構、なんとなく我々から見ると曲がった見方をしているかもしれません。整理をするということで処分をする、イコール不納欠損。そういう流れがあるのではないかという気がしますけども、決してそうではないかもしれませんが、とにかく、こういう機関というのは、それぞれの市町村の財政事情に関係なく、こういった処理をするといいますか、ノウハウを示してくるような気がしてなりません。したがって、こういったものが不納欠損という処分につながるような取り組みをしていなければいいなというように非常に心配していますけども、その点いかがでしょうか。

副委員長（山岸はる美さん）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

現在滞納整理機構におきましては、実際にそれぞれの市町村に入りまして、滞納処分をしているところもあります。あるいはその町村では滞納整理機構に職員を派遣いたしまして、それぞれの引き継ぎを受けました町村に入って滞納の整理をする。あるいは1年の研修を終わって、それぞれの市町村に戻って、またそこで技術、ノウハウを勉強して、それぞれ滞納に当たっているというふうなところが現状でございまして、効果というのは我々もおおいに参考にしたいと思っておりますし、昨日もお話いたしました。現在滞納整理機構の方から少しでもノウハウを勉強したいということで、何回かお邪魔をいたしまして、現在町としても滞納整理に向けて技術、あるいはノウハウを勉強しているところでございます。

17 ページの一般会計から繰り入れをしていただきました国保保険者システム改修費ということでございますが、これらにつきましては後期高齢者の医療制度導入につきまして、特にも保険税の計算、現在7割、5割、2割の軽減措置がされているわけですが、あるいは支援分等の保険税の算定等を主にするためのシステム改修費として、一般会計から繰り入れをしていただいたものでございます。

副委員長（山岸はる美さん）

橋場委員。

橋場清廣委員

今の答弁ですけども、システム改修、新規事業というのは、やはり相当綿密に計算をして、そして当初予算に盛り込んで、繰り入れもそのとおり計画を立てるわけですけども、このように1,000,000円単位とはいえ、新規事業でもこういうふうな、いわゆる大幅な当初予算との違いが出てくるといえるのは、我々は行政知識に関しては素人ですけど

も、これはどうも理解しにくいと、動きのあるものと新規事業のこういうふうな、ある程度当初から、きちっと計算できるものと、そういったシステムの中身ではなく、予算を計上する段階、繰り入れを組む段階、そういったあたり、もう少し厳密にできないものかと、そんな気がしますけども、その点いかがでしょうか。

副委員長（山岸はる美さん）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

国保会計につきましては特別会計でありますので、繰り入れ基準等につきましては、特に定められているわけですが、今回の、特に後期高齢者に係る分の繰り入れにつきましては、一般会計と国保会計で行ったものでございますので、その予算につきましても慌ただしくといいますか、後期高齢者特別会計につきましては、制度そのものの動きが非常に激しかったというふうなこともありますけれども、まず短期間に、1年で準備をするというふうなこともありまして、特に町民の方々にはご迷惑をかけないような事務的な整備というようなことを心がけて仕事をしてまいりましたので、よろしくご理解をしていただきたいと思っております。以上でございます。

副委員長（山岸はる美さん）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

私の方からも不納欠損の関係でお伺いをいたしたいと思っております。橋場委員の先ほどの質疑との関わりもございしますが、この不納欠損の中でも目立つのは、やはり現年度の課税分を不納欠損に、1件27,800円で少額ではございますが、不納欠損をやっている。まず、その理由については何でございましょうか。

それからまた、この10年間で不納欠損3,336,000円、多額の不納欠損でございます。これにつきましては平成15年度に次いで多い額ということはご承知おきなっていると思います。今回はしかも約3年ぶりに不納欠損額を計上されているようでございます。先ほどの理由の中身をお聞きいたしますと、生保になったとか、失業とか、所在不明とか、そういったようなやむを得ないなというふうな側面もございしますが、そのような部分については多分3年ぶりに不納欠損を計上したというふうなことになるわけではございますけども、毎年毎年こういったような部分については見直しをかければ、一度にこのような不納欠損額が出ないのではないかという気もいたします。

それで、このことについては監査委員の審査意見書でも指摘しているところでございます。こういったような部分については、やはり実態に合わせた、もしも不納欠損をやるような部分については、3年に1回にまとめてやるというふうなことではなく、その年その年に私はやっていくべきものではないかなど。そうしますと額も一気にこういうふうな形にはならないのではないかというように思っております。まず、その考え方に

についてお伺いをいたしたいと思っております。

副委員長（山岸はる美さん）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

19年度の課税分を不納欠損にした件についてですが、これにつきましては1名でございすけれども、先ほども触れましたが、現在10年ほど前から行方不明ということもありまして、その家族の方に何とか納めていただきたいということで、少しずつは頂いたりしてきたわけですが、その家族の方も現在施設の方に入所いたしまして、もう支払いはできませんということで拒否をされたり、全く所在が不明となった、不明状態が10年も続いているということから、どうしても納税していただくということは無理だろうというふうなことから不納欠損になったものでございすますが、この件につきましても、また所在等がはっきりした場合には債権も復活できると思いがすが、どうしても現状では納税していただくというふうなことは無理であるというふうに判断したものでございす。

次に不納欠損処分の考え方につきまして、今回3年ぶりということではございしましたが、3年前に執行停止をかけていたものも2件ほどあるわけではございすますが、これにつきましては明らかに納税できるような財政状況にないというふうなことであれば、当然調査をしながら、そしてそれぞれの不納欠損に至るまでの状況をしっかり調べた上で判断をして、これにつきましては分かった時点で処分をするという方法にすべきものと思っておりますので、今後もそういう考え方で進めてまいりたいと思っております。以上でございす。

副委員長（山岸はる美さん）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今の答弁で現年度分、私はこの現年度課税分にこだわるのは、やはりこの方の部分については前年度、その前からの滞納部分についてもあるような感じがするわけです。こういったような方を毎年毎年整理しておかなければ、現年課税分で不納欠損になったということは、私はあり得ないのではないかとということでの質問をしているのも分かっていたいただきたいと思いがすが、また今の課長の発言では行方不明になった方でも、どこかで見つかったような場合は復活ということではございすけども、そのような部分については、やはり、あまり期待しないで、復活はできないわけですから、そのようなお話は私は当たらないのではないかと、そのように思っております。先ほどの説明の中では、毎年毎年見直した方がいいのではないですかというふうなことを申し上げましたけども、その点については何も触れておりません。その点についてもう一度お伺いいたしたいと思いがすが。

副委員長（山岸はる美さん）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

滞納者につきましては、長期滞納者等を含めまして、特にそれぞれ個別にカードを作成し、あるいは滞納整理、徴収に当たりましては進行表等を作成しながら、年度ごとにそれぞれ徴収計画を立てて今徴収に当たっているわけですが、しかしながら、やはり中にはどうしても長期にわたって無反応といいますか、そういうふうな滞納者も中にはあるわけですが、そういうふうな滞納者につきましては、毎年毎年1人ずつどういいう状況にあるのか、その現状把握というものをしっかりやろうというふうなことで、今年度さらにまた確認をしたところでございます。滞納者につきましては1年に1回以上必ず、長期にわたって滞っている滞納者につきましては毎年毎年確認しながら進めてまいりたいと思います。

副委員長（山岸はる美さん）

柴田委員。

柴田勇雄委員

不納欠損の取り扱いについては慎重にというふうな監査委員の意見もございます。もちろん当然なわけですが、しかしながら、どうしても不納欠損にせざるを得ないという理由付けがはっきりしているのであれば、私は当然こういったような分については毎年毎年見直しを図っていくべきだというようなことを申し上げさせていただきたい、このように思っております。

次に説明書164ページに財政調整基金の残金が載ってございますが、国保の部分については僅か264,000円、完全に底をついて基金の役割を果たしていないわけですが、こういったような部分で、先ほどの給付費が急激に伸びたとか、そういうふうな部分も出てまいりますけども、一体この給付費が伸びたような部分については、国保をどのような形で対応していくのかと私は心配しております。

それで補正予算のときにも申し上げましたが、財調への積み立ては特別会計は当たらないというふうな副町長からの答弁でございましたけれども、私はそうではなく、特別会計、一般会計区別なく、そういったような制度については、やはりそれなりの考え方で財政調整基金には積み立てをすべきものだというふうに考えております。地財法では特別会計に積み立てなくてもよいという条項はどこにも私は見当たらないと、このように思っておりますので、やはり同じ繰り越しをする場合にもそういうふうな観点、今回このように19,000,000円ほどあるわけですから、そのようなことも念頭に置いてもらわなければ駄目ではないかなと、このように思うわけです。

その給付費が伸びた場合どうなるのでしょうか。今回は決算議会ではございますけども、国保会計の決算の方法には私は三つの方法があるのではないかなと思います。例えばこ

ういったような給付費が伸びて、決算が作れなかったような場合には、去年のように借り入れをした方法で処理する方法も、これは最近できた方法ですね。それから一般会計から繰り入れてやる方法、これが二つ目です。それから何もこういったようなものの対策をやらずに繰上充用として、赤字決算として提案する方法、この三つがあるのではないかなと思っております。こういったような部分で、非常に財政調整基金が底をついたということは心配されます。こういったような給付費が伸びた場合はどのような考え方を持っておられるのかお尋ねをいたしたいと思います。

副委員長（山岸はる美さん）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

やはり財政調整基金につきましては、医療給付費等が伸びて会計の運営に支障が出るというときには、まず一番初めに財政調整基金の方を取り崩しまして、会計の方に入れて運営に当たっていくということが第一であろうというふうに思っております。しかしながら、現在264,000円と枯渇の状態にあります。国保会計におきましても、医療給付費の5パーセント程度、4、5千万円は、やはりどうしても欲しいなというふうに思っておるところでございますが、今年度19,000,000円の繰越金が出まして、少しでも積み立てしたいというふうに思ったわけでございますが、まず当年度、20年度の国保会計の運営が大事であろうというふうなことから予備費というふうなことで、補正予算で計上させていただきました。できましたら来年度、翌々年度において財政、繰越金につきましては積み立てをすべきだというふうなこともありますので、十分にその辺を考慮しながら運営に当たってまいりたいというふうに思っております。順番とすれば、やはり基金の取り崩し、あるいは借り入れ、あるいは繰り入れ、繰上充用につきましては最後の手段にしたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

副委員長（山岸はる美さん）

柴田委員。

柴田勇雄委員

いずれ一般会計も苦しいのですが、国保会計はそれ以上に、私は今非常に苦しい運営をせざるを得ない内容になっていると、そのように思っております。これはどのような形で持っていったらいいですかね。担当課長だけでは当然これは、私は解決しきれぬ問題ではない、ずっとこれまで引きずってきた問題もでございます。こういったような部分については、給付費などが伸びた部分についても安心して町民の方々がかけられるような、やはり体制づくりが私は求められているような感じがするわけです。こういったようなところをもう少し、やはり危機感を持った国保の財政運営をやらしてもらわなければ困るというようなことを申し上げさせていただきたいと思います。

それから19年度決算では45,000,000円の県からの貸し付けを受けているところでご

ございます。これがあって、ほっと一息ついたような感じもするわけですが、これもあくまでも起債でございます。後年度の負担が出てまいります。そういったようなことから見ていただきたいのですが、説明書の46、47、48ページ、ここには地方債の状況が計上されております。国保の昨年、多分12月の補正予算で議決をされたものでございましたでしょうけども、地方債の状況として国保会計の45,000,000円が計上されているでしょうか。まず、この点についてお伺いをいたしたいと思っております。

副委員長（山岸はる美さん）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

起債でございますので、ご指摘のとおり、この部分に記載すべきものというふうに考えてございます。

副委員長（山岸はる美さん）

柴田委員。

柴田勇雄委員

45,000,000円ですよ。そして昨年度、この45,000,000円を県からの貸付金、地方債を起こすときにもいろいろ議論が交わされ、またその後についてもいろいろ、この45,000,000円については国保財政に与える影響が非常に大きいというふうなことで、これまでも議論がなされてきたことはお分かりでしょうか。そういったような部分で、これについても地方債の補正ということで、昨年の12月の定例議会で議決をされたもので、その上に立って執行された起債なわけです。町債でございますので、私はこの全会計を通じて、地方債が一体どのくらいあるのかなというふうな形で見させてもらいましたら、昨年大変議論をさせていただきました部分がスポンと落ちているような感じがしまして、こういったような部分については、やはり起債に対する感覚ももう少し危機感を持ってもらった上で、こういったような説明書がなければ、決算書の説明には、私は当たらないような感じがするわけです。従いまして、総計でも発行額が45,000,000円分は、多分違ってくるのではないかと思っております。46ページの地方債の現在高の状況、これにも当然国保会計が今年度から入ってこなければならぬ問題でしょうし、47ページの現在高の状況についても同じことが言えるような感じがいたします。それから48ページの総計でも、したがって違ってくるような感じがするわけです。こういったような部分については、やはりもう少し議論を、たくさん戦わせて議決されたというふうな認識、危機感を持った上で国保財政の方に当たっていただければ、いつまでも私は国保財政がどん尻な状況から抜け出せないのではないかとこのことを申し上げたいわけでございます。

これは委員長にお諮りをお願いいたしたいわけですが、この抜けた部分についてはやむを得ないにしても早急に、この状況ではこれは使用できません。従いまして

46 ページから 48 ページまでの差し替えは、私は必要ではないかなど、このように思いますが、そういったような取り計らいを委員長の方をお願いしたいわけですが、その前にもう一度財政関係でしょうか、担当課でしょうか、そういったような方々はどのような所感をお持ちでしょうか。こういったような抜けた地方債というようなことについてお伺いをいたしたいと思います。

副委員長（山岸はる美さん）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

ご指摘をされました46ページから48ページの部分の起債関係の資料につきましては、大変申しわけございませんが、改めてその部分を追加訂正させていただきたいというふうに考えてございます。よろしくお願ひしたいと思います。

副委員長（山岸はる美さん）

お諮りします。このまま追加訂正をすることでご異議ありませんか。
総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

本日中に訂正で提出をさせていただきたいというふうに思います。

副委員長（山岸はる美さん）

ここで暫時休憩します。

（休憩時刻 10時40分）

（再開時刻 11時00分）

副委員長（山岸はる美さん）

休憩前に引き続き会議を再開します。
総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

先ほどの主要施策の成果に関する説明書の46ページから49ページにつきまして、口頭で説明をさせていただきたいと思います。なお、資料についてはあとで配付をさせていただきたいと思います。

最初に（1）の一般会計と（2）の簡易水道事業特別会計の間に、新たに（2）といたしまして国保会計、区分の欄については県貸付金、それから18年度末の現在高については、なしでございます。19年度発行額のところに45,000,000円、千円単位でございますので45,000円というふうに入れてもらえればよろしいです。それから元利償還

金が生じておりませんので、差引現在高のところは45,000,000円、45,000円で記入をお願いしたいと思います。それから、それぞれ(3)、(4)については、それぞれ(4)、(5)になるものでございます。それから総計でございますけれども、19年度発行額のところは767,485,000円になります。それから差引現在高の欄でございますけれども、10,454,225,000円になるものでございます。

それから次の47ページのところでございますけれども、これも同じように(1)一般会計と(2)の簡易水道事業会計の間に、新たに(2)といたしまして国保会計、区分についてはその他になります。それから18年度末の現在高は、なしでございます。19年度発行額が45,000,000円ということで、45,000円。償還額が生じてございませんので、差引現在高が45,000,000円。それから、それぞれ(2)、(3)については(3)、(4)になり、(4)が(5)になります。それから最後の総計の部分でございますけれども、その他の欄、19年度発行額3,300,000円となっておりますけれども、ここが48,300,000円。それから差引現在高が254,050,000円になります。それから最後に合計の欄、19年度発行額のところでございますけれども767,485,000円。最後に差引現在高でございますけれども10,454,225,000円。以上ようになります。大変申しわけございませんでした。今後かかるようなことのないように、厳正にチェック体制を強化しながら、資料提出に努めてまいりたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

副委員長（山岸はる美さん）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず地方債のことについては、そのようなことで漏れのないように注意を喚起しておきたいと思っております。

財調と貸し付けの関係についてお伺いしたいと思っておりますが、例えば財調が残っているような形であれば、この貸付金は受けられるのか、受けられないのか。そういったような状況については、この県の貸し付け条件、そういったのはどのようになっているのでしょうか。

副委員長（山岸はる美さん）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

時間をいただきたいというふうに思います。すみません。

副委員長（山岸はる美さん）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ここで11時15分まで休憩します。

(休憩時刻 11時06分)

(再開時刻 11時15分)

副委員長 (山岸はる美さん)

休憩前に引き続き会議を再開します。
総務企画課長。

総務企画課長 (野頭諭君)

財政調整基金があった場合の貸し付け条件についてのご質問であります。財政調整基金があるなしでの条件は特に定められておりません。国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則では、国民健康保険事業の財源に不足が生ずると認められる場合は、申込書を県知事に提出することとされております。

副委員長 (山岸はる美さん)

柴田委員。

柴田勇雄委員

先ほどの答弁では、財調があれば云々というふうな条件が付されていないというふうなことでございます。その件については分かりました。

なぜ、これをまたお聞きしたかといいますと、そのために、あるいは私は財調の方にも積み立てなかったのかなというふうな勘ぐりもあったわけでございますので、この辺のところは財政運営をしっかりとやらしてもらわなければいけないなど、このように思っております。

それで19年度決算から見て、20年度の国保財政運営、もう既に6か月経過しております。その見通しはどのように見ているのか、この状況を、このように厳しい中身でございますから、あと6か月すれば、また結果が出てくるわけでございますので、6か月経過した上での国保財政の運営の見通しは、今年も借り入れをするのか。一般会計から繰り入れをするのか。もし足りなくなった場合、予算上そういうふうな厳しさが相当私は残っているような感じがします。その点についてお伺いをいたしたいと思っております。

副委員長 (山岸はる美さん)

住民会計課長。

住民会計課長 (村上久男君)

平成20年度に入りまして税率改正等をいたしまして、国保税の確保等をしながら現在国保会計の運営を行っているわけでございますが、これまで4、5、6、7、8と5か月経過したわけですが、実際には医療費は前年度と比べまして、医療給付費につきま

しては2千万円ほど下回っておりますし、歳入につきましても逆に2千万円ほど多く入ってきているという状況から当初予算の範囲内で運営しているというふうな状況にあるということをご報告させていただきます。

副委員長（山岸はる美さん）

副町長。

副町長（触沢義美君）

先ほどはいろいろと資料の修正ということで、大変ご迷惑をおかけしました。今後かかることのないように十分気を付けてまいりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

それから今国保会計の今後の健全化といいますか、今後の見通しということでもございますが、今課長の方からも申し上げましたが、いずれ先程来お話ありますように基金、あるいは借入金ということで、大変厳しい状況にあるということをご認識しております。そういう中で、20年度の医療費の分については、先ほどお話申し上げましたが、特に今年度は後期高齢者制度の創設、あるいは診療報酬の改定等もございまして、医療費の動向を見極めながら対応していかなければならないと思っております。そういう中で一定の期間を見ながら、そしてまた12月以降の作業になるわけですが、新年度の予算編成等々を見極めながら、先ほどお話ありますように、この辺については対策といいますか、対応を検討してまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

副委員長（山岸はる美さん）

柴田委員。

柴田勇雄委員

先ほど担当課長からは、あと6か月間の国保財政運営の見通しも聞いてみましたならば、現時点では大丈夫だと、当初予算の範囲内でやれるというふうなお話をいただきました。去年も確か同じようなお答えをいただいて、結果的にはこのような形になっております。十分その辺のところは、自信というよりは慎重な財政運営を望み、私の質問を終わります。

副委員長（山岸はる美さん）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第2号、平成19年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第2号は原案のとおり認定可決されました。

次に認定第3号、平成19年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。鈴木委員。

鈴木満委員

私から2点お伺いいたします。西部簡易水道整備工事についてですが、浄水場施設での水の確保は十分確保できているのかどうかお伺いします。今年は春先から雨不足、水不足でございましたので、地域の皆さんには浄水場から元木地区まで本当に十分水が送れるのかなという、そういう不安な面もありますので、お伺いしたいと思います。

それからもう1点、以前にも要望等でありましたが、農協口座からの水道料金の引き落としを毎月15日ではなく、20日にしていただきたいということを要請しておりましたが、なかなかこれも進展がないということで、改めてこれについてもお伺いしたいと思います。

副委員長(山岸はる美さん)

建設水道課長。

建設水道課長(馬淵文雄君)

西部簡水の水の確保のご質問でございますけども、平成17年度から現在の西部簡水の統合整備を進めておまして、その計画の段階から水の確保の部分については十分調査をして進めておるものでございますので、よほどの自然条件といいますか、気象条件等の変動がなければ十分対応できるものでございます。

2点目の口座振替のことでございますけども、このことにつきましては20日に振り替えできるように金融機関等と検討しながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

副委員長(山岸はる美さん)

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

決算書の45ページ、収入未済額、額はそう多いわけではないわけでございますけど

も、特に収入未済額の中で平成9年と11年、本当に1,000円単位、少額なわけです。1件1件とか、こういったような部分については、もう少し何とか足を運べば、このように決算報告まで出てこなくても私はできるのではないかと思うのですが、こういったような部分については早急な整理が必要かと思われます。

それからまた、現年分をやはり減らさないことには、次に滞納繰越というふうなことになっておりますので、できる限り現年分を減らすように工夫をしなければ、また同じことを繰り返すのではないかと思いますので、あえてこの部分についての姿勢をお伺いいたします。

副委員長（山岸はる美さん）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

ただいまご指摘ありました少額の滞納額でございますけれども、1人の方が、1人といえますか、年度がまたがって滞納をしている方が、内入れ内入れというような感じで納付してもらっている関係上、このように少額になっているものでございます。いずれにしても、ご指摘のように少額の部分については、特にも力を入れて滞納整理に当たってまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

それから現年度分の滞納につきましても全くご指摘のとおりでございます。今まで以上に滞納整理の方に力を入れて、解消に努めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

副委員長（山岸はる美さん）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第3号、平成19年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第3号は原案のとおり認定可決されました。

次に認定第4号、平成19年度葛巻町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第4号、平成19年度葛巻町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第4号は原案のとおり認定可決されました。

次に認定第5号、平成19年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

この会計についても使用料の滞納については、先ほども水道会計でご指摘いたしましたように少額等もございませぬので、額もあまり多いわけではございませぬから、水道会計と同じような工夫、そして早期整理をされるよう求めるものでございませぬ。

それからまた、決算全体の状況を見てみますと、かろうじて黒字にはなっているわけです。収支とんとんというような感じでの黒字状況となっております。よく中身を見てみますと、人件費がこれに入っていないので、かろうじて黒字になっているであろうと、私はそのように思っております。実質、これが人件費を1人分でも見込んでおりましたならば、赤字になってくる状況だというふうに思っております。農業集落排水会計の人件費はどちらの会計で措置されているのか、その点をお伺いいたしたいと思っております。

それで、こういったような状況で今後も人件費は見ないで収支の均衡を図っているのか、そのあたりをお伺いいたしたいと思っております。また、もう少し収支を良くするためには、どこをどうすればいいのかなというふうなことをお聞きいたしたいと思っております。

副委員長(山岸はる美さん)

建設水道課長。

建設水道課長(馬淵文雄君)

ご指摘のとおり人件費につきましては簡易水道事業の方から支出してございませぬ。正しいかどうかは別といたしましても、将来的には農業集落排水の方で支出するのが妥当

なのかなというふうな考えをいたしております。

また、全体の収支の状況をよくするためにはというふうなご質問であったかと思いますが、平成10年から集排の方を始めておまして、現在一度も使用料の改定というものを行っていないところがございます。県の方から見直しの指導等がありますので、やはり使用料に占める割合が、どうしてもその部分に依存していかなければならないというようなことになりますので、その辺も含めながら検討してまいりたいと思います。

副委員長（山岸はる美さん）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今のお答えですと使用料の見直しというふうな発言がございまして、これもびっくりしているところがございますが、私はそれよりも供用率の向上が大事ではないのかなと思います。特に四日市地区、戸数で見ますと供用率52パーセントですね。それから葛巻地区が68.9パーセントです。それから浄化槽の方で21.2パーセントです。これが上がれば私は自然にこういったようなものも解決に向かっていくというふうな感じを持っておりますが、私の見解は異なっているのでしょうか。使用料の見直しよりもこちらの方に第一に力を入れなければ、この会計の好転は望めないのではないかなど。そしてまた、これも年々老朽化してくるでしょう。そういったような意味からも、こういったような部分ではその部分ももっと第一義的に供用率の向上を図ることが極めて私は大事ではないのかなと思いますがいかがでしょうか。

副委員長（山岸はる美さん）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

供用率の向上につきましては、正にご指摘のとおりでございます。集排しかり、また浄化槽にしかり、供用率の向上につきましては鋭意努力してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、使用料の値上げというふうなことににつきましては、すぐ値上げということには結びつくものではないかと思えます。ただ、そのようなことを県の方からは指導されておりますよというふうな感じでご理解を賜りたいと思います。

副委員長（山岸はる美さん）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご

異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第5号、平成19年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第5号は原案のとおり認定可決されました。

次に認定第6号、平成19年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。姉帯委員。

姉帯春治委員

まず、あえて国民健康保険病院のことではないのですが、一般会計、特別会計、この際に監査委員がないというのはどういうことでしょうか。まず予算、3月とか6月とか12月には、これはいいと思いますけども、それと議会からも監査委員を出していますけども、この方に対応できるようなことでしょうか。その辺を町長からも一言、全般にわたって監査委員がいなかったというのはどういうことでしょうか。

副委員長(山岸はる美さん)

副町長。

副町長(触沢義美君)

今のご質問でございますが、当局から出席要請といたしますか、そういう形になっておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

副委員長(山岸はる美さん)

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

1点だけお伺いをいたします。病院経営でございますから、医師確保については、それこそ最重要課題ということで、こちらの方の報告書の中にもそのように記載になっております。現在正規の医師2名となっておりますが、病院経営する際に常勤医師の配置基準はどのようになっているのでしょうか。現在のまま2名というふうなことで病院運営ができるのかどうか。それからまた、応援医師の基準はどのようにカウントされるのか。そしてまた、現在の医師配置基準によって、その診療報酬上のペナルティ等はどのようになっているのか。この内容についてお聞かせをいただきたいと思っております。

副委員長（山岸はる美さん）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

お答えいたします。今常勤の医師が2名でございまして、患者数からカウントされま
す医師の標準数につきましては6.09となっておりますので、まず6人という標準数と
なっております。常勤では2人という部分でございまして、不足する部分につきまし
て中央病院、あるいは岩手医大、岩手愛児会等から日替わりでの応援をいただいております。その部分が3.3人分くらいに換算されております。それを合わせまして5.3とい
うような人数になってございます。率にしますと87.1パーセントというような充足率
になってございます。現在医師の不足によりますペナルティについては課されていない
状態でございます。よろしくお願いたします。

副委員長（山岸はる美さん）

柴田委員。

柴田勇雄委員

充足状況は5.3人というふうなことです。常勤というふうなことに関わりは、基準
みたいなものはないのですか。例えば非常勤なら非常勤でも計算して、例えば必要人員
の6.09人になれば、それでも病院が運営できるのですか。

それで現在の2名、私は非常に過酷な医師の勤務ではないかと、2名でございませ
ぬ、そのように思われますが、そういった意味ではいかがでしょうか。

副委員長（山岸はる美さん）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

おっしゃるとおりだと思います。まず常勤医でなければならぬかという部分につ
きましては、充足する部分については非常勤でのカウントでも、それは補えるとい
うことでございます。特にそこには規定はございません。

ただ、やはり数字上の非常勤での換算でございまして、代わり代わりのお医者さん
という部分での患者さんへの対応につきましては、非常に、やはり当然に違いは出
てくるというふうに思っておりますし、常勤の先生方にはかなりの負担を強いてい
る状態にあることは間違いないというふうに考えてございます。よろしくお願
いたします。

副委員長（山岸はる美さん）

柴田委員。

柴田勇雄委員

非常勤でも常勤でも構わない、つまり6.09になればいいというふうなお話なようでございますが、しかしながら実際にしっかりした病院経営をする際には、常勤医師が必ず必要になってくるとおられます。常勤医師2名というふうなことは、やはり医師不足には間違いはないというふうに私は認識しております。これは町長にお伺いいたします。常勤医師の対策について、現在どのような状況になっているのか、もう一度お答えいただきたいと思っております。

副委員長（山岸はる美さん）

副町長。

副町長（触沢義美君）

お答え申し上げます。医師確保は最重要課題ということで今取り組んでおるところでございしますが、これまで県の国保援護課、そしてまた県の医療局、それから国保連合会、さらには全国自治体病院、その他医療施設等の関係者からもいろいろ紹介をいただきまして、数人にお会いし、要請してきたところでございます。しかし現在まだ目途が立っていない状況でございますが、今月末にもさらにお会いすることになっておりまして、医師確保に一層努力して参る考えであります。

副委員長（山岸はる美さん）

ほかに。橋場委員。

橋場清廣委員

今の柴田委員の質問に関連しますけども、115ページの給与費の中の職員手当、臨時医師分5,063,000円というふうな数字が計上されております。115ページの職員手当の臨時医師分5,063,000円、その次の117ページの16節の諸会費、診療応援医師経費負担金6,389,000円、この関わりといたしますか、これは関係があるのか。そしてまた、あるとすればどういった仕分けの仕方をしているのか、その点をお伺いします。

副委員長（山岸はる美さん）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

お答えします。115ページの2の職員手当、臨時医師につきましては、岩手医大等の日替わりで応援いただいている先生方に関わる部分でございます。

次に、下に賃金がありますけども、ここの部分については眼科の医師にお支払いしている賃金でございます。

それからページをめぐっていただいて、うしろの117ページの諸会費の部分にございます診療応援医師の分ですが、これにつきましては県立中央病院に負担金として、個人

ではなく病院の方にお支払いするというような手続きを取っておりますので、ここに計上しております。

ちなみに、その上が県の派遣医師、自治医大の先生の県への負担金をここに計上しております。以上です。

副委員長（山岸はる美さん）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第6号、平成19年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第6号は原案のとおり認定可決されました。

以上をもって決算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

これをもって、決算特別委員会を閉会します。

なお、明日の決算特別委員会は休会となりますので口頭で通知します。

今日は、これで散会します。大変ご苦勞様でした。

（閉会時刻 11時51分）